

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査について、盛岡市監査基準に準拠して実施したので、その結果の報告を次のとおり公表する。

令和3年2月19日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	菅原和彦
同	小山田正美
同	八木橋美紀

#### 第1 監査の対象

地方自治法第199条第7項の規定により、監査の対象は、令和元年度中に当市が財政的援助を与えている団体（以下「財政援助団体」という。）、出資している団体（以下「出資団体」という。）及び公の施設の管理を行わせている団体（以下「公の施設の指定管理者」という。）とし、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者のうち、次の団体（以下「財政援助団体等」という。）を対象とした。

- 1 財政援助団体は、令和元年度の補助等の額が100万円以上のもので、事業等に係る補助等を受けているもの又は運営等に係る補助等を受けているもののうち、次の1団体とした。

盛岡芸妓後援会（盛岡芸妓育成事業補助金）

- 2 出資団体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第140条の7で規定するもののうち、次の2団体とした。

- (1) 公益財団法人 盛岡国際交流協会
- (2) 公益財団法人 盛岡地域地場産業振興センター

- 3 公の施設の指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき令和元年度において公の施設の管理を行わせているもののうち、次の2団体（4施設）とした。

- (1) 株式会社 寿広（盛岡市高松公園、盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的

広場)

(2) 公益財団法人 盛岡市文化振興事業団 (盛岡市先人記念館)

## 第2 監査の実施期日

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 1 財政援助団体     | 令和2年11月13日から令和3年2月19日まで |
| 2 出資団体       | 令和2年11月13日から令和3年2月19日まで |
| 3 公の施設の指定管理者 | 令和2年11月13日から令和3年2月19日まで |

## 第3 監査の範囲

財政援助団体等に係る関係部課等の業務及び財政援助団体等の次に掲げる業務とした。

- 1 財政援助団体  
補助対象事業に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 2 出資団体  
事務事業全般に係る出納その他の事務の執行に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者  
対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行に関すること。

## 第4 監査の実施方法

実施通知に基づき提出された補助金に関する調書、出資に関する調書、公の施設の管理に関する調書と、監査実施日に提出された財政援助団体等の会計処理に係る諸帳簿、証書類その他の事務に係る文書について、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、財政援助団体等の責任者等から事務事業、収支予算の執行状況、補助・出資・施設管理の実態等を聴取して適否の確認を行った。

## 第5 監査の着眼点

監査に当たっては、次の点を重点項目とした。

- 1 財政援助団体
  - (1) 交付決定手続に関すること。
  - (2) 事務事業の執行に関すること。
  - (3) 補助等に係る実績及び成果に関すること。
- 2 出資団体
  - (1) 出資の目的に関すること。
  - (2) 事業経営に関すること。
- 3 公の施設の指定管理者
  - (1) 条例等に関すること。
  - (2) 協定に関すること。
  - (3) 管理費用に関すること。

## 第6 監査の結果

財政援助団体等に係る監査の結果は、次のとおりである。

- 1 補助金の交付申請等に関する一連の関係書類は、規則その他の定めるところに従いその要件が整っているものと認められた。
- 2 補助基準の運用及び補助金額の決定並びに補助金交付に関する手続は、根拠となる法令、規則及び契約書等に基づいて行われているものと認められた。
- 3 補助金及び出資金は、それぞれの目的・条件に沿って有効に使用され、また、運用されており、公共の福祉の充実に資するもので、財政的援助の公益上の必要性があるものと認められた。
- 4 公の施設の管理運営に係る協定等に関する一連の関係書類は、法令、条例及び規則その他の定めるところに従いその要件がおおむね整っているものと認められた。
- 5 指定管理料に関する手続は、協定書に基づいておおむね適正に行われているものと認められた。
- 6 公の施設の指定管理者による管理運営は、公の施設の設置目的に沿っておおむね適正に管理されているものと認められた。
- 7 各事業の執行に伴う会計処理の方法及び関係書類の作成は、会計諸規定に基づいて行われ、これら一連の処理状況はおおむね良好であると認められた。

ただし、財政援助団体等の一部には、是正又は改善を要する事例が見受けられたので、適正な事務の執行を求める。

## 盛岡芸妓後援会

### 1 財政援助団体の所在地、名称及び代表者名

盛岡市清水町 14 番 12 号

盛岡芸妓後援会

会長 谷村 邦久

### 2 財政援助の目的

盛岡の伝統芸能を継承する盛岡芸妓の育成強化を図ることにより、盛岡芸妓の人数を増やし、芸妓文化の次世代への継承を図るため、盛岡芸妓育成事業に要する経費を補助しているものである。

### 3 補助金額等

盛岡芸妓育成事業補助金

補 助 金 額	交付契約年月日	交 付 年 月 日	交 付 金 額
1,000,000円	令和元年7月22日	令和2年3月19日	1,000,000円

### 4 監査の結果

当該補助金について、補助の対象となる当該団体の事業等が補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部の事務処理等について、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 【指摘事項】

- 1 補助事業実績書及び収支精算書において、稽古支援費の支出金額に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

## 公益財団法人 盛岡国際交流協会

### 1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市内丸 12 番 2 号

公益財団法人 盛岡国際交流協会

理事長 鎌田 英樹

### 2 出資の目的

盛岡市の歴史, 文化その他の特性を生かしながら, 幅広い分野における国際交流, 協力活動を展開することにより, 市民の国際相互理解と国際協力思想の促進を図り, 「世界に開かれた魅力あるまち・盛岡」の創造に寄与することを目的とする団体であることから, 公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

### 3 出資金額等

公益財団法人 盛岡国際交流協会出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
平成 4 年 11 月 16 日	(平成 4 年 11 月 18 日) (平成 6 年 4 月 12 日)	100, 000, 000 円 ( 30, 000, 000 円) ( 70, 000, 000 円)	100.0 %

### 4 監査の結果

当該法人は, 出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

## 公益財団法人 盛岡地域地場産業振興センター

### 1 出資団体の所在地, 名称及び代表者名

盛岡市繫字尾入野 64 番地 102

公益財団法人 盛岡地域地場産業振興センター

理事長 谷藤 裕明

### 2 出資の目的

当該団体は、盛岡地域の地場産業を振興するための事業を行い、地場産業の育成と強化を図り、公正かつ自由な経済活動の機会の確保と地域住民の生活の安定向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする団体であることから、公益上の必要性から寄附行為として基本財産を出資したものである。

### 3 出資金額等

公益財団法人 盛岡地域地場産業振興センター出捐金

設立年月日	出資年月日	出資金額	当市の出資割合
昭和 59 年 8 月 31 日	(昭和59年 9 月20日)	10,555,000円	38.6 %
	(昭和59年 9 月28日)	(10,000,000円)	
	(昭和59年 9 月28日)	( 351,000円)	
	(昭和59年 9 月29日)	( 204,000円)	

### 4 監査の結果

当該法人は、出資の目的に沿っておおむね適正に経営されているものと認められた。

## 株式会社 寿広

### 1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市南大通二丁目8番1号  
株式会社 寿広  
代表取締役社長 太野 真一

### 2 管理を行う公の施設

盛岡市高松公園, 盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的広場

### 3 指定管理者による管理の目的

当該公園は，高松の池を中心として多くの市民や観光客が訪れる風致公園であることから，良好な環境の保全を目的としている。また，当該多目的広場は，市民に休息，運動，催し等の多様な目的に利用することができる場を提供することにより市民の健康増進及び交流の促進を図ることを目的としている。加えて環境学習広場においては市民が広場に来場することで，自然に関心を持つとともに，環境問題に理解を深め，自主的に関わるきっかけの場を主としている。株式会社寿広を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

### 4 指定管理料等

盛岡市高松公園, 盛岡市環境学習広場及び盛岡市高松多目的広場指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
34,991,332円	平成31年4月25日	5,915,520円
	令和元年6月25日	5,628,800円
	令和元年8月23日	5,678,800円
	令和元年10月25日	5,590,445円
	令和元年12月25日	6,155,432円
	令和2年2月25日	5,692,058円
	令和2年5月1日	330,277円

### 5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

#### 【指摘事項】

- 1 指定管理業務に係る市への文書提出に当たり，提出文書全般に関する社内の意思伝達が文書で確認できない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

2 指定管理業務の収支報告書において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

- (1) 電気料の一部が通信費に計上されているもの
- (2) 消耗品購入代の一部が税抜額で計上されているもの

## 公益財団法人 盛岡市文化振興事業団

### 1 公の施設の指定管理者の所在地，名称及び代表者名

盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号  
公益財団法人 盛岡市文化振興事業団  
理事長 三浦 宏

### 2 管理を行う公の施設

盛岡市先人記念館

### 3 指定管理者による管理の目的

当該施設は，郷土の豊かな精神文化の礎を築いた多くのすぐれた先人を顕彰し，遺徳を偲ぶとともにそれぞれの偉大な人間形成の過程を学ぶなど，広く市民の教育文化の向上を図り，あわせて多くの人材を輩出した盛岡を広く紹介することを目的としている。公益財団法人盛岡市文化振興事業団を指定管理者とすることにより，その設置目的を効果的に達成しようとするものである。

### 4 指定管理料等

盛岡市先人記念館指定管理料

指定管理料	支出年月日	支出金額
61,478,269円	平成31年4月15日	15,333,000円
	令和元年7月12日	14,796,000円
	令和元年10月11日	15,408,000円
	令和2年1月14日	15,045,169円
	令和2年3月31日	896,100円

### 5 監査の結果

当該施設は，適切に管理され，設置目的に沿っておおむね適正に運営されているものと認められた。

なお，一部の事務処理等について，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

#### 【指摘事項】

1 指定管理施設の管理に当たり，防火設備点検業務の再委託について，市の承認を受けていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。